



NEWS LETTER

あけましておめでとうございます。
新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

1

2021



個人が国等から受け取る 給付金等の課税関係

短縮された雇用保険の
基本手当の給付制限期間

経営計画や事業計画の
策定・運用状況

テレワーク導入企業における
テレワークの利用割合

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

個人が国等から受け取る 給付金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等の支給が、国や地方公共団体（以下、国等）から行われています。この給付金等に係る課税関係は、その都度判断します。そして個人が課税される給付金等を受け取る場合には、どの所得に該当するのかも判断しなければなりません。そこで今回は、個人の確定申告時期を前に、国税庁から公表されている情報から、国等から個人へ支給された給付金等に係る課税関係を確認しましょう。

■ 課税となるもの、ならないもの

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、課税されないものの区別の仕方は、原則として次のとおりとなっています。

課税となるもの	以下の非課税以外
課税されないもの (=非課税)	<p>次のような給付金等</p> <p>①給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの</p> <p>②その給付金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学資として支給される金品 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

■ どの所得に該当する？

個人の所得税の計算上、その発生の要因等に依じて、次の10種類の所得のうちのいずれかにあてはめた上で、それぞれの所得ごとに所得金額を計算します。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 配当所得 ・ 給与所得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑所得 ・ 譲渡所得 ・ 一時所得 ・ 山林所得 ・ 退職所得
---	---

個人が国等から課税となるものに該当する給付金等の支給を受けた場合には、上記のうち、どの所得に該当するのかを判断しなければなりません。

その判断となる指針が、国税庁の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（以下、資料）で、以下のように示されています。

①事業所得等	事業に関連して支給される給付金等 例. 事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するもの
②一時所得	事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等
③雑所得	上記①②いずれにも該当しない給付金等

■ 具体的な例示

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、非課税となるものの例示が上記資料内に記載されています。その他、2020年から新たに給付金等として支給されるものを一部含め、次ページにまとめました。

○非課税となるもの(例示)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 学生支援緊急給付金 ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） ・ 子育て世帯臨時特例給付金 ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 ・ 東京都認証保育所の保育料助成金
---	--

○課税となるもの(例示)

①事業所得等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（事業所得者向け） ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金
②一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（給与所得者向け） ・ Go Toキャンペーン事業における給付金 ・ すまい給付金 ・ 地域振興券 ・ マイナポイント
③雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（雑所得者向け） ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの） ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

■一時所得にご注意を

事業所得や雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。

一時所得は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を差し引き、そこからさらに最大50万円を控除することができます。そのため、その年中に一時所得となる金額す

べてを足した合計が50万円を超えない限り、実質課税はされません。

一時所得として注意すべきは、保険金の満期返戻金や解約返戻金として一時金を受け取った場合、あるいはふるさと納税を行うことで、ふるさと納税の返礼品を受け取っている場合です。これらは一時所得となりますので、ご注意ください。

短縮された雇用保険の 基本手当の給付制限期間

会社を退職して転職活動をする場合には、雇用保険の基本手当を受給するケースが多いかと思えます。基本手当は、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態、いわゆる「失業の状態」にある場合に支給されるものです。ただし離職理由によっては、基本手当を受け取れない一定の期間が設けられています。この取扱いが2020年10月から変更されました。

■ 待期期間と給付制限期間

雇用保険の基本手当は、会社がハローワーク（公共職業安定所）で手続きをした雇用保険被保険者離職票を、従業員が退職後にその住所地のハローワークに持参し、受給手続きをすることにより支給されます。

受給手続きを行った後には7日間の待期期間があり、待期期間後に原則として4週間に1回失業していることの認定を受けて、基本手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、待期期間に加えて、さらに基本手当が支給されない期間（以下、給付制限期間）が設けられています。

- 自己の責に帰すべき重大な理由で退職した場合（以下、懲戒解雇による退職）
- 正当な理由のない自己都合により退職した場合（以下、自己都合による退職）

■ 短縮された給付制限期間

この給付制限期間は、従来3ヶ月間でした

給付制限期間は従業員が退職した後のことになるため、会社に直接関係はしませんが、自己都合による退職の場合であっても、給付制限期間なく基本手当を受け取りたいという従業員は多くいるものです。離職理由についてはトラブルになりやすいため、退職時にしっかりと確認するとともに、給付制限期間のルールも押さえておきましょう。

が、**2020年10月1日以降**の自己都合による退職から、以下のように変更されました。

【2020年10月1日以降の自己都合による退職】

- 給付制限期間が**2ヶ月間に短縮**
- 短縮される退職は**5年間のうち2回**まで
- **3回目の退職以降**の給付制限期間は**3ヶ月間**

なお、懲戒解雇による退職の給付制限期間は、従来通りの3ヶ月間です。

■ 正当な理由のある自己都合退職

給付制限期間が設けられるのは、前述のとおりですが、退職理由には以下のような「正当な理由のある自己都合退職」もあります。

【正当な理由のある自己都合退職（一例）】

- 結婚に伴う住所の変更
- 会社が通勤困難な場所へ移転したこと

このような「正当な理由のある自己都合退職」の場合には、給付制限期間は設けられていません。

経営計画や事業計画の策定・運用状況

新年から新年度を迎えるまでの時期に、経営計画を策定する企業も多いのではないのでしょうか。ここでは2020年10月に公開された報告書※から、中小企業の経営計画や事業計画の策定・運用状況に関するデータをみていきます。

■ 計画を策定している割合は57.3%

上記報告書によると、経営計画または事業計画（以下、計画）を策定していると回答した中小企業の割合は57.3%で、回答企業の半数以上が計画を策定しています。

計画を策定していない42.7%の中小企業にその理由を聞いた結果をまとめると、下表のとおりです。

計画を策定していない理由として最も当てはまるもの (%)

策定する必要性を感じていないから	34.3
策定する人員やノウハウがないから	32.0
策定する時間がないから	14.1
適切な社外の相談相手がないから	8.0
その他	11.7

経済産業省「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業報告書」より作成

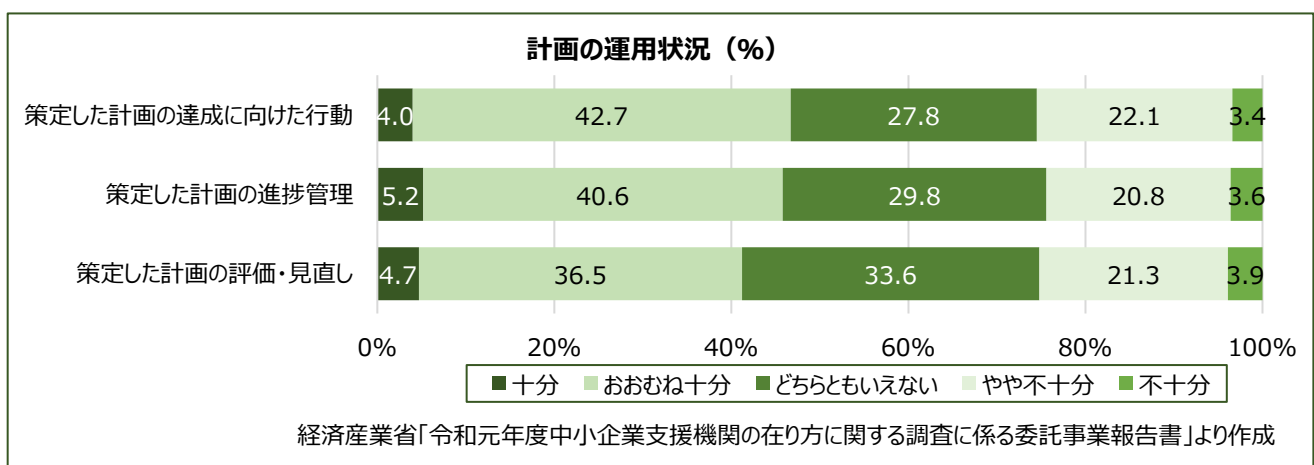
策定する必要性を感じていない割合が34.3%で最も高くなりました。

■ 計画の運用状況は

次に、計画を策定している中小企業における計画の運用状況をまとめると、下グラフのとおりです。

策定した計画の達成に向けた行動では、十分とする割合（十分とおおむね十分の合計、以下同じ）は46.7%、策定した計画の進捗管理では十分とする割合は45.8%と、どちらも50%には届きません。策定した計画の評価・見直しについては、十分とする割合は41.2%とさらに低い状況です。策定した計画の実行やその管理など、いわゆるPDCAサイクルを回していくことの難しさが、結果に表れているようです。

企業の成長には経営計画の策定、実行が欠かせません。計画を確実に実行し管理できる仕組みを作ることが重要です。



※経済産業省「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業報告書」
一定の条件に基づいて抽出した全国の中小企業23,000社を対象に、2019年11～12月に行われた調査（回収率19.3%）です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000342.pdf

テレワーク導入企業における テレワークの利用割合

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークを導入する企業が増えました。導入した企業の中では、どの程度の方が実際にテレワークを行っていたのでしょうか。ここでは、2020年10月に発表された調査報告書*から、テレワーク導入企業における全従業員に対するテレワークの利用割合をみていきます。

■ テレワーク導入割合は30%に届かず

上記報告書から、テレワーク導入企業の割合をみると、新型コロナウイルス対策のために導入した割合が22.3%、従前から導入している割合が6.6%、合計で28.9%でした。導入していない割合の方が高い状況です。

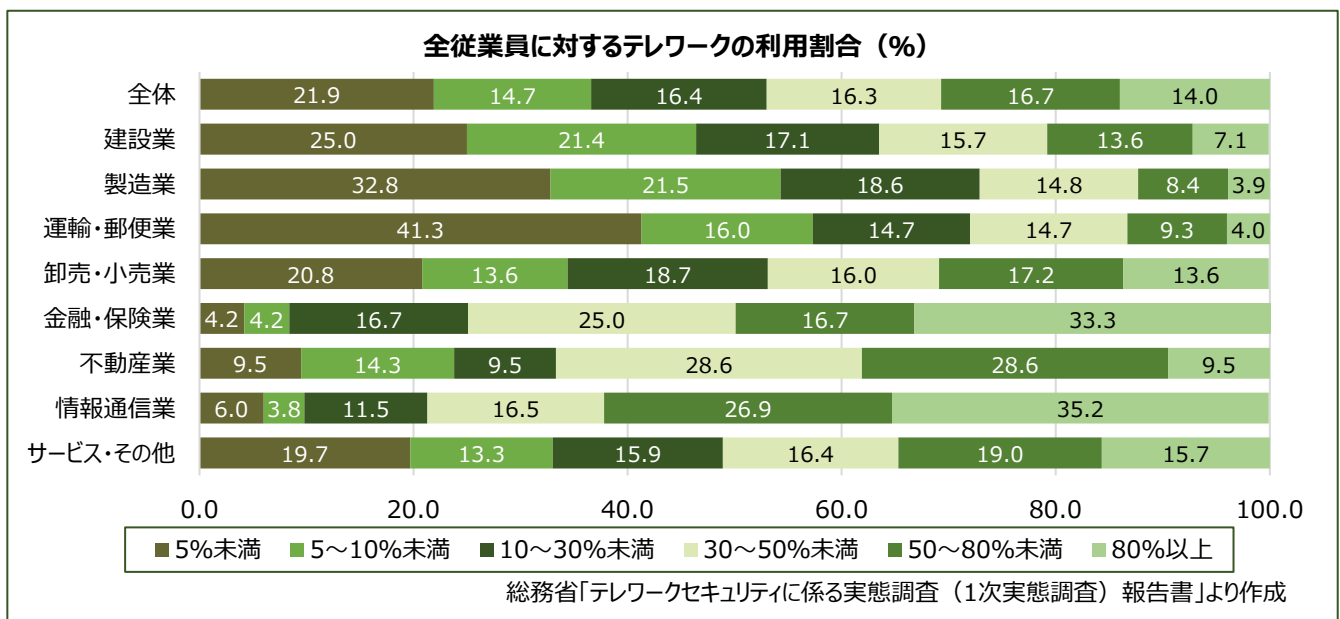
■ 全従業員の5%未満が最高に

テレワーク導入企業における、これまで最も多くテレワークが利用された日で、全従業員のうちどのくらいの割合がテレワークを利用したかを業種別にまとめると、下グラフのとおりです。

全体の結果をみると、5%未満とする回答が21.9%で最も高くなりました。

業種別にみると、建設業、製造業、運輸・郵便業、卸売・小売業、サービス・その他は5%未満の割合が最も高くなりました。一方、金融・保険業と情報通信業は80%以上の割合が最も高く、不動産業は30~50%未満と50~80%未満が最も高くなりました。テレワーク導入企業でも、テレワークの利用割合は低い業種が多いことがわかります。

この冬は、新型コロナウイルスの流行が懸念されており、予防のためにテレワークを導入する企業が増えることも考えられます。



*総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」

全国の従業員数10人以上の企業3万社を対象に、2020年7~8月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれいでしょう。

2021年1月

お仕事備忘録

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

2. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に

3. 固定資産税の償却資産に関する申告

4. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

6. 各種法定調書の提出

7. 4月入社の内定者への情報提供

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

2. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に

2021年1月1日より、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、時間単位で取得できるようになります。これに伴い、これまで休暇の取得を1日もしくは半日単位としていた育児介護休業規程については改定が必要になります。

3. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

4. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれがないようにしましょう。

5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

6. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

7. 4月入社の内定者への情報提供

いよいよあと3ヶ月後には新卒者が入社してきます。内定者に対しては、入社までのスケジュールや入社に必要な書類についての連絡を行い、入社準備をしておいてもらうようにしましょう。

お仕事 カレンダー

2021.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。
新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないよう
に計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	金	仏滅	元日
2	土	大安	
3	日	赤口	
4	月	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分） ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始
5	火	友引	小寒
6	水	先負	
7	木	仏滅	
8	金	大安	
9	土	赤口	
10	日	先勝	
11	月	友引	成人の日
12	火	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分）
13	水	赤口	
14	木	先勝	
15	金	友引	
16	土	先負	
17	日	仏滅	
18	月	大安	
19	火	赤口	
20	水	先勝	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
21	木	友引	
22	金	先負	
23	土	仏滅	
24	日	大安	
25	月	赤口	
26	火	先勝	
27	水	友引	
28	木	先負	
29	金	仏滅	
30	土	大安	
31	日	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分）（2月1日期限） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合（2月1日期限） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告（2月1日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出（2月1日期限） ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付